

○須賀川市公共工事成績評定要領

令和2年4月1日施行

令和4年4月1日改正

須賀川市公共工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注した公共工事の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ適正な工事評定の実施を図り、もって良質な工事を確保し、受注者の適正な評価及び指導育成に役立てることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は、1件の契約金額が500万円以上の公共工事とする。

2 次の工事については、対象外とする。

- (1) 解体工事及び撤去工事（多工種複合の場合は、評価対象となる。）
- (2) 橋りょう、機械、設備等の工場製作のみの工事
- (3) 出来形、品質等を求めない工事

(評定の内容)

第3条 評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、高度技術力、創意工夫、環境対策、社会性等の評価項目について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定者は、次のとおりとする。

- (1) 第1評定者 工事発注課の監督員
- (2) 第2評定者 工事発注課の課長
- (3) 第3評定者 須賀川市工事検査実施要綱（平成29年4月1日施行）第5条により指定した検査員

(評定の方法)

第5条 評定は、各評価項目について、工事ごと及び評定者ごとに独立して公正かつ適正に行うものとする。

2 検査員は、工事成績評定表（第1号様式）により評定の結果を取りまとめ、次により標語を付し、市長に提出するものとする。

評定点	区分	標語
90点以上	優秀	A
75点以上90点未満	優良	B
60点以上75点未満	普通	C
60点未満	不良	D

（評定の時期）

第6条 第1評定及び第2評定は、工事がしゅん工したとき又は一部しゅん工したときから当該工事のしゅん工検査の前日までに行うものとする。

2 第3評定は、当該工事の検査を実施したときに行うものとする。

（評定の通知）

第7条 市長は、しゅん工検査の終了を確認後、速やかに当該工事の受注者に評定点を工事成績評定通知書（第2号様式）により通知するものとする。この場合において、評定点は、受注者のみ開示する。

（説明請求等）

第8条 前条による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内（休日を含む。）に、発注者に対して評定の内容について書面により説明を求めることができる。

（説明請求に対する回答）

第9条 市長は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合は、速やかに工事成績評定に係る説明書（第3号様式）

により回答するものとする。

- 2 発注課長は、前項の回答をする場合は、所属する部長に意見を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度に発注する工事から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前にした公共工事は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の須賀川市公共工事成績評定要領の規定は、令和4年度以後の年度分の発注する工事から適用し、令和3年度分までの発注工事については、なお従前の例による。

第1号様式（第5条関係）

部長		

検査日： 年 月 日

工事成績評定表

課名：

施工年度		補助・単独別	
契約番号		発注種別	
工事名			
場所			
契約金額		監督員 職 氏名	
工期		しゅん工日	
受注者	住所		
	名称		
	代表者		
現場代理人		主任(監理) 技術者	
			第1評定者 職 氏名
			第2評定者 職 氏名
			第3評定者 職 氏名
法令遵守等	- 点 (減点のみ)		
評定点	点 (四捨五入により整数)		
標語			

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

(契約の相手方)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

須賀川市長 印

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、須賀川市公共工事等成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送します。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工期 年 月 日～ 年 月 日
- 4 しゅん工検査日 年 月 日
- 5 成績評定
評定点 点【標語】
項目別評定点内訳は、別表のとおり
- 6 送付先及び問い合わせ先

別表

工事番号

項目別評定点内訳

評価項目	細別	細別評定点
1. 施工体制	(1)施工体制一般	
	(2)配置技術者	
2. 施工状況	(1)施工管理	
	(2)工程管理	
	(3)安全対策	
	(4)対外関係	
3. 出来形及び出来ばえ	(1)出来形	
	(2)品質	
	(3)出来ばえ	
4. 高度技術 (加点のみ)	(1)高度技術力	
5. 創意工夫 (加点のみ)	(1)創意工夫	
6. 環境対策 (加点のみ)	(1)環境対策	
7. 社会性等 (加点のみ)	(1)地域への貢献等	
8. 法令遵守等 (減点のみ)		
	細別評定点合計	
	基準点 (標準評定点)	60
	評定点	/ 100
	標語	

評定点は、小数第1位を四捨五入し整数としています。

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

（契約の相手方）
（商号又は名称）
（代表者氏名）

須賀川市長 印

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付で貴社から説明を求められました評定内容については、下記のとおりです。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 疑問に対する回答

4 回答部署